

海外赴任時における人間ドック等検診料助成交付要領（案）

（令和6年4月1日制定）

（目的）

第1条 この要領は、神戸市職員共済組合定款第34条の12の規定ならびに神戸市職員共済組合保健事業に関する規程に基づき実施する人間ドック・脳ドック・婦人科検診等の健康診査（以下、「人間ドック等」という）。にかかる検診料の助成金交付に関し、必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 海外赴任中の組合員及び被扶養者のうち、当該年度中に日本で人間ドック等（事業主が実施する健康診断等を含む）を受診しておらず（受診予定の者も含む）、帰国して人間ドック等（事業主が実施する健康診断等を含む）を受診することが困難な者とする。

（対象となる検査項目）

第3条 原則、神戸市職員共済組合が国内の検診機関と契約締結している項目の範囲内（別紙）とする。

（助成金額）

第4条 組合員及び被扶養者が当該年度中に海外で受診した人間ドック等にかかる検診料の一部を助成する。助成額は、検診料から5,000円を控除した額とし、当該控除後の額が29,000円を超える場合は29,000円とする。なお、対象者1人につき、当該年度1回の助成を限度とする。

（助成金の請求）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、人間ドック等検診料助成請求書（以下「請求書」という。）、検診料が記載された領収書及び検診結果等の検診内容が分かる書類

(日本語で記載されたもの)を、受診した年度末までに理事長あてに提出するものとする。なお、請求書に添付する領収書の記載金額が外貨単位の場合、共済組合が指定する金融機関の受診日における TTM レート(仲値)から算出した日本円換算額(小数点以下切捨て)に基づき、助成を行う。

(助成金の交付)

第6条 理事長は、この要領に定める要件を満たす請求があったときは、原則、請求書受理日より30日以内に交付する。振込先は、神戸市職員共済組合資格取得時に「給付金振込口座」として指定した口座とする。

(委任)

第7条 この要領の実施に関し必要な事項は、事務局次長が定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。